

(25)	(20)	(15)	(10)	(5)	(1)
					ノ ー ト (73) 支 安 中
(26)	(21)	(16)	(11)	(6)	(2)
					ガ ソ リ ン 委 員 会 値 上 げ 方 針、 3 1
(27)	(22)	(17)	(12)	(7)	
(28)	(23)	(18)	(13)	(8)	(3)
(29)	(24)	(19)	(14)	(9)	(4)

別紙

訴訟費用負担明細表(一)

番号	証人氏名	上記証人に支給した費用 を負担させる関係被告人 (会社)
1	■ ■ ■	その二七分の二六につき 全被告人及び全被告会社 の平等負担
2	■ ■ ■	右同
3	■ ■ ■	右同
4	■ ■ ■	右同
5	■ ■ ■	右同
6	■ ■ ■	右同
7	■ ■ ■	右同
8	■ ■ ■	右同
9	■ ■ ■	右同
10	■ ■ ■	右同
番号	証人氏名	上記証人に支給した費用 を負担させる関係被告人 (会社)
11	■ ■ ■	その二七分の二六につき 全被告人及び全被告会社 の平等負担
12	■ ■ ■	右同
13	■ ■ ■	右同
14	■ ■ ■	右同
15	■ ■ ■	右同
16	■ ■ ■	右同
17	■ ■ ■	右同
18	■ ■ ■	右同
19	■ ■ ■	右同
20	■ ■ ■	右同

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	番号
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	証人氏名
右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	その二七分の二六につき 全被告人及び全被告会社 の平等負担	上記証人に支給した費用 を負担させる関係被告人 (会社)
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	番号
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	証人氏名
右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	その二七分の二六につき 全被告人及び全被告会社 の平等負担	上記証人に支給した費用 を負担させる関係被告人 (会社)

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
60		59		58	57	56	55	54	53	52
■ ■ ■ ■		■ ■ ■ ■		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
その二、四、分の二、三につき 被告人を、同、及び 被告人を除く、その余の被 告人並びに全被告会社の平 等負担		その二、四、分の二、三につき 被告人を、同、及び 被告人を除く、その余の被 告人並びに全被告会社の平 等負担		右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同

番号	証人氏名	61	62	63	64
証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名
上記証人に支給した費用を負担させる関係被告人(会社)	上記証人に支給した費用を負担させる関係被告人(会社)	その二六分の二五につき被告人を除外する余の被告人及び全被告会社の平等負担	その二五分の二四につき被告人を除外する余の被告人及び全被告会社の平等負担	被告人及び株式会社の平等負担	その二七分の二三につき全被告人及び全被告会社の平等負担

番号	証人氏名	65	66	67	68	69
証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名	証人氏名
上記証人に支給した費用を負担させる関係被告人(会社)	上記証人に支給した費用を負担させる関係被告人(会社)	その二七分の一三につき全被告人及び全被告会社の平等負担	右同	右同	右同	右同

被 告 会 社 支 店 一 覧 表

被 告 会 社	支 店
■ ■	札幌・釧路・盛岡・仙台・水戸・大宮・千葉・東京・横浜・松本・新潟・清水・名古屋・富山・京都・大阪・神戸・広島・下関・徳山・米子・高松・門司・福岡・長崎・鹿児島・沖縄
■ ■	総括支店（札幌・仙台・東京・東京地方・名古屋・大阪・広島・福岡） 販売支店（東京西・大宮・千葉・横浜・静岡・新潟・金沢・神戸・高松・岡山・沖縄）
■ ■	東京・大阪・四国
■ ■	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡
■ ■	北海道・東北・東京・中部・近畿・神戸・中国・四国・九州
■ ■	札幌・仙台・関東・東京・横浜・名古屋・大阪・広島・高松・福岡
■ ■ ■ ■	札幌・東京・名古屋・大阪・広島（昭和48年10月1日設置）・福岡
■ ■	福岡
■ ■	札幌・仙台・東京第一・東京第二・名古屋・大阪・広島・高松・福岡
■ ■	札幌・仙台・新潟・関東・東京・名古屋・富山・大阪・広島・高松・福岡
■ ■ ■	札幌・仙台・東京第一・東京第二・名古屋・大阪・広島・福岡・四国・沖縄
■ ■ ■ ■	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡

番 号	被 告 人	本件犯行当時の被告会社における地位及び担当職務 (その他の主な経歴)	営業委員会における役職
1	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、販売部長。 (昭和8年■■■■ (株)の前身である■■■■ 商会入店、昭和15年■■■■ (株)入社、昭和35年取締役、昭和47年常務取締役、各支店長などを歴任。昭和47年4月から上記担当。)	昭和47年5月から副委員長 昭和48年6月23日から委員長
2	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、販売、販売技術、直売担当。 (昭和11年■■■■ (株)入社、昭和14年同退社、昭和24年同再入社、昭和35年取締役、昭和43年常務取締役、販売部長を歴任。昭和43年5月から上記担当。)	昭和46年5月まで副委員長 昭和46年5月から委員長 昭和48年6月23日から委員
3	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)取締役、営業部長。 (昭和33年■■■■ (株)入社、昭和47年取締役。昭和46年6月から上記担当。)	昭和47年6月から委員
4	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)専務取締役、販売担当(昭和48年7月24日まで)、販売、生産統括(同月25日から)。 (■■■■ 銀行を経て昭和42年■■■■ (株)入社、同年常務取締役、昭和47年専務取締役、企画、生産各担当を歴任。昭和47年1月から上記担当。)	昭和47年1月から昭和48年7月24日まで委員
5	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)取締役、販売担当。 (昭和24年■■■■ (株)入社、昭和47年取締役、業務部長、■■■■ 支店長を歴任。昭和48年7月25日から上記担当。)	昭和48年7月25日から委員
6	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)専務取締役、■■■■ 本社在勤、■■■■ 総務部、外国部、液化ガス部、石連関係業務担当。 (■■■■ 銀行を経て昭和39年■■■■ (株)入社、同年常務取締役、昭和43年専務取締役、大阪本社在勤、財務、経理担当を歴任。昭和44年12月から昭和48年2月まで上記担当。)	昭和45年5月から昭和48年2月中旬まで委員
7	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)取締役、営業本部長、営業企画部、配給部担当。 (昭和18年■■■■ (株)入社、昭和45年取締役、■■■■ 本社在勤の営業企画部長、販売部長、営業本部長付(営業企画部、販売部担当)を歴任。昭和48年2月21日から上記担当。)	昭和48年2月中旬から委員 昭和48年6月23日から副委員長

番号	被告人	本件犯行当時の被告会社における地位及び担当職務 (その他の主な経歴)	営業委員会における役職
8	■ ■ ■	■■■■ (株)専務取締役、販売担当。 (■■■■ (株)、■■■■ (株)を経て昭和41年■■■■ (株)入社、同年常務取締役、昭和44年専務取締役、直売担当を歴任。昭和44年12月から上記担当。)	昭和44年12月から昭和47年6月まで委員
9	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)取締役、販売部長。 (■■■■ (株)を経て昭和41年■■■■ (株)出向、昭和42年同入社、昭和44年取締役、第一販売部長を歴任。昭和44年12月から上記担当。)	昭和47年6月から委員 昭和48年6月23日から副委員長
10	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、営業部、営業企画部担当。 (■■■■ (株)を経て昭和46年12月■■■■ (株)入社、同年常務取締役、営業部担当を歴任。昭和47年10月から上記担当、昭和48年10月から■■■■ (株)取締役社長兼務。)	昭和47年2月から委員
11	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、業務部、販売部担当。 (■■■■ (株)を経て昭和37年■■■■ (株)入社、同年常務取締役、経理部担当、経理部長を歴任。昭和46年11月から昭和48年11月26日まで上記担当。)	昭和46年11月から昭和48年11月26日まで委員
12	■ ■ ■	■■■■ (株)取締役(昭和48年5月まで)、常務取締役(同年同月以降)、販売、運輸担当。 (■■■■ (株)を経て昭和16年■■■■ (株)入社、昭和44年取締役、■■■■ 支店長、販売計画部長、販売、運輸担当(兼任)を歴任。昭和45年10月から上記担当。)	昭和46年6月から委員 昭和47年6月から副委員長 昭和48年6月23日から委員
13	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、製品部、特約店部担当。潤滑油部長。 (昭和24年■■■■ (株)入社、昭和43年取締役、昭和47年常務取締役、リテール部門マーケット本部長を歴任。昭和47年8月から上記担当。)	昭和47年8月から委員 昭和48年6月23日から副委員長
14	■ ■ ■ ■	■■■■ (株)常務取締役、販売部、業務部等担当。 (■■■■ (株)を経て昭和24年■■■■ (株)(昭和42年■■■■ (株)と商号変更)入社、昭和40年取締役、昭和42年常務取締役、経理部長、管理本部長、会計、財務、営業本部等担当を歴任。昭和47年1月から上記担当。)	昭和43年5月から委員

■47年10月比、■48年1月比、■47年9月比
 その他は欄内に記入した以外は47年12月比（単位 kl）

示 内 容					
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	実 施 日 (昭和48年)
	500	500	400	100	ガソリン1/16、他油種1/1
					1/1
500	500	500	400	100	ガソリン1/16 他 油 種1/1
500	450	450	200		2/1
500	500	500	500	100	ガソリン1/16 ナフサ・ジェット燃料油1/1 他 油 種1～2月
500	500	500	400	300	ガソリン1/16 他 油 種1/1
	500	500	400	100	ガソリン1/10 他 油 種1/1
	500	500	400	100	1/10
500	500	500	400	100	ガソリン1/16 他 油 種1/1
500	500	500	400	100	ガソリン1/16 他 油 種1/1
	500 (47年10 月比)	500 (47年10 月比)	500 (47年10 月比)	100	ガソリン1/10 (実取り1/16) 他 油 種1/1
	500	500	400	100	ガソリン1/16 他 油 種1/1

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■ ■	47.12.12・3 ころ	電 話	1,000			
	そのころ	口 頭		300	1,000	
■ ■	47.12 上旬	電 話	1,000	300	1,000	
■ ■	48. 11. 3	支店長・営 業所長会議				
■ ■		2月値上げで一括指示				
■ ■	47.12 下旬	電 話	1,000	300	1,000	
■ ■	47. 12. 14	文 書 及 び 口 頭	1,000	300	1,000	
■■■■	47. 12. 8	文 書	1,000	400 (のちに 300に 変更)	800	
■ ■	47.12.中旬	電 話 または 口 頭	1,000	400	800	
■ ■	47. 12. 18	支店長会議	1,000	300	1,000	
■ ■	48.1.10ころ	電 話	1,000			
■ ■ ■	47. 12. 29	文 書	1,000			
■■■■	47. 12. 21 47. 12. 22	支店長会議	1,000	400	800 (47年3 月比)	

■47年10月比、■47年9月比、■48年1月比
 その他は欄内に記入した以外は47年12月比（単位 kl）

示 内 容					
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	実 施 日 (昭和48年)
	1,000	1,000	500	200	ガソリン2/16 他 油 種2/1
1,000	1,000	1,000	500	200	ガソリン2/16 他 油 種2/1
800	500	500	100		4/1
1,000	1,000	1,000	500	300	ガソリン、工業用灯油2/1 ～3/1 ジェット燃料油 契約変更時 他 油 種2/1
1,000	1,000	1,000	500	200	ガソリン2/16 他 油 種2/1
	1,000	1,000	500	300	1/20
	1,000	1,000	500	200	ガソリン1/20 (のちに1/16 に変更) 他 油 種1/1 (のちに2/1に 変更)
	1,000	1,000	500	300	2/1
1,000	1,000	1,000	500	200	ガソリン2/16 軽油・B重油 2～4月 他 油 種2/1
500	1,000	1,000	500		ガソリン2/16 他 油 種2/1
500	1,000 (47年10 月比)	1,000 (47年10 月比)		200	ガソリン1/20 (実取り2/16) 灯 油2/15 他 油 種2/1
500 (48年1 月比)	1,000	1,000	500	200	2/1

被告会社	指示年月日 (昭和.年.) (月.日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■ ■	48.1.10ころ	電 話	3,000	300	1,000	
■ ■	48.1. 中旬	電 話	3,000	300	1,000	
■ ■	48.3. 末	文 書		500		
■ ■	48. 1. 24	支店長会議	3,000	300	1,000	
■ ■	48.1. 中旬	電 話	3,000	300	1,000	
■ ■	48. 1. 17	文 書	3,000	300		
	そのころ	口 頭			1,000	
■ ■ ■ ■	48. 1. 16	文 書	3,000	600 (のちに 300 に 変更)	1,000	
■ ■ ■	48.1. 下旬 ころ	電 話 または 口 頭	3,000	300	1,000	
■ ■ ■	48. 1. 22	支店長会議	3,000	300	1,000	
■ ■ ■	48. 1. 25 ころ	支店長会議	3,000			
	そのころ	口 頭		600		
■ ■ ■ ■	48. 1. 31	文 書	3,000			
■ ■ ■ ■	48. 1. 24	文 書	3,000 (47年12) (月比)			
	そのころ	口 頭		300 (47年12) (月比)	1,000 (47年12) (月比)	

延期後 8 月値上げ分) 48年 6 月比

(単位 kl)

示 内 容					実 施 日 (昭和48年)
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	
1,000	1,000	1,000	300		8/1
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/16
500	300	300	300		7/1
580	380	380	380		B 重 油 7/1 他 油 種 8/1
1,230	480	480	380		9/1
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/1
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
					8/16
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/16

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■ ■	48.7.26ころ	電 話				1,000
■ ■	48.5. 下旬	電 話				1,000
	48. 6. 29	支店長会議				
	48.7. 下旬	電 話				1,000
■ ■	48.6.27ころ	支店長・営 業所長会議				300
	48.7.27ころ	同 上				380
	48.8.28ころ	同 上				1,030
■ ■	48.6.8ころ	支店長会議				1,000
	48.7. 初め	電 話				
	48. 7. 25	支店長会議				1,000
■ ■	48.6. 上旬	電 話				1,000
	48.6. 下旬	同 上				
	48.8. 上旬	同 上				1,000
■ ■	48. 6. 1	支店長会議				1,000
	48.6.29ころ	電 話				
	48.7.末ころ	同 上				1,000

延期後 8 月値上げ分) 欄内に記入した以外は48年 6 月比 (単位 kl)

示 内 容					
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	実 施 日 (昭和48年)
1,000	1,000	1,000			7/1
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/1
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/16
1,000	1,000 (48年 3 月比)	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000 (48年 3 月比)	1,000	300		8/16
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/13
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/10
1,000	1,000	1,000	300		7/1
					延期の指示
1,000	1,000	1,000	300		8/1

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■■■■■	48. 5. 29	文 書				1,000
	48. 5. 31	支店長会議				1,000
	48. 6. 末	電 話				
	48.7.7ころ	同 上				1,000
■■■■■	48.6.初ころ	電話または 口 頭				1,000
	48.6. 下旬	同 上				
	48.7. 上旬	同 上				1,000
■■■■■	48.5. 下旬	電 話				1,000
	48.6. 末	同 上				
	48.7. 上旬	同 上				1,000
■■■■■	48.6.25ころ	支店長会議				1,000
	48.7. 初め	電 話				
	48.7. 末	支店長会議				1,000
■■■■■	48.6. 末	文 書				1,000
	そのころ	電 話				
	48. 7. 31	文 書				1,000
■■■■■	48. 6. 11	文 書				1,000
	48. 7. 2	同 上				
	48. 7. 24	同 上				1,000

11月値上げ分)

48年6月比

(単位 kl)

示 内 容					実 施 日 (昭和48年)
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	
2,000	2,000	2,000	600	200 (のちに 400 に 修正)	ガソリン 11/1 他 油 種 10/1
					10/1
2,000	2,000	2,000	600	200 (のちに 400 に 修正)	ガソリン 11/1 他 油 種 10/1
3,030 茶灯油 3,430	2,480	2,480	980	1,080	10/1
2,000	2,000	2,000	600		ガソリン 11/1 他 油 種 10~12月
2,000	1,000	1,000	300	200 (のちに 400 に 修正)	ガソリン 11/1 工業用灯油 10~11月 他 油 種 10/1
	2,000	2,000	600		11/16
2,000	2,000	2,000	600	200 (のちに 500 に 修正)	ガソリン 10/16~11/1 他 油 種 10/1

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■ ■	48.9.10ころ	電 話	3,000			
	48.9.10ころ	口 頭		1,000	1,000	
■ ■	48.9. 上旬	電 話	3,000	1,000	1,000	
■ ■	48. 10. 25	支店長・営 業所長会議		700 11/1 か ら 1,000		
■ ■	48. 9. 11	支店長会議	3,000			
■ ■	48. 9. 18 48. 9. 19	支店連絡会 議	3,000			
	そのころ	口 頭		1,000	1,000	
	48. 10. 31	支店連絡会 議				
■ ■	48. 9. 4	文 書	3,000	1,000	1,000	

11月値上げ分) 欄内に記入した以外は48年6月比

(単位 kl)

示 内 容					実 施 日 (昭和48年)
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	
2,000	2,000	2,000	600	200 (のちに 400 に 修正)	ガソリン 10/20~10/25 のちに 11/1 に 変更 他 油 種 10/1
2,000	2,000	2,000	600	400	11/1
2,000	2,000	2,000	600	400	11/1
3,000	2,000	2,000	600	200	ガソリン 11/1 他 油 種 10/1
2,000	2,000	2,000	1,100 (47年9 月比)	200 (のちに 500 に修正)	ガソリン 10/25 他 油 種 10/1
2,000	2,000	2,000	600	200 (のちに 400 に修正)	10~12月

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■■■■	48. 9. 14	文 書	3,000			
	48.9. 半ば ころ	口 頭		1,000	1,000	
■ ■	48.10. 上旬	電 話 または 口 頭	3,000	1,000	1,000	
■ ■	48. 10. 15	支店長会議	3,000			
	そのころ	口 頭		1,000		
■ ■	48.9. 末	支店長会議	3,000	1,000	1,000	
■ ■ ■	48. 9. 28	文 書	3,000			
■■■■	48. 9. 26	支店長会議 (東京)	3,000	1,000	1,000	
	48. 9. 28	支店長会議 (大阪)				

欄内に記入した以外は48年6月比

(単位 kl)

示 内 容					
油 工業用(円)	軽 油 (円)	A重油 (円)	B重油 (円)	C重油 (円)	実 施 日 (昭和48年)
5,900	5,900	5,900	2,900	3,000	ガソリン 11/20 他 油 種 11/16
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	C 重 油 12/1 他 油 種 11/19
7,700	5,780	5,780	3,280	3,780	12/1
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	C 重 油 11/1 他 油 種 12/1
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン・ナフサ } 12/1 ジェット燃料油 } 他 油 種 11/16
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン 11/25 他 油 種 11/20
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン 12/1 他 油 種 11/16
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン 12/1 他 油 種 11/16
6,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン・ナフサ } 12/1 ジェット燃料油 } 他 油 種 11/19
7,000	6,000	6,000	3,000	3,000	ガソリン 12/1(のちに11/26に変更) 他 油 種 11/16
6,000	6,000	6,000	2,400 (前日比)	2,400 (前日比)	ガソリン 12/1 他 油 種 11/20(のちに12/1に変更)
7,000	6,000	6,000	3,000	3,000	12/1

被告会社	指示年月日 (昭和・年・ 月・日)	指示方法	指			
			ガソリン (円)	ナフサ (円)	ジェット燃 料油 (円)	灯 家庭用(円)
■ ■	48. 11. 10 ころ	電 話	9,800			
	そのころ	口 頭		5,000	5,000	
■ ■	48. 11. 14 48. 11. 15	支店長会議	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48. 11. 27	文 書		5,000		
■ ■	48.11.7ころ	電 話 口 及 び 頭	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48.11.中旬	電 話	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48. 11. 7	支店長会議	10,000	5,000	5,000	
■■■■	48. 11. 16	文 書	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48.11.中旬	電 話 口 または 頭	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48.11.上旬	電 話	10,000	5,000	5,000	
■ ■	48.11.9ころ	電 話	10,000	5,000		
■ ■ ■	48. 11. 12	文 書	10,000			
■■■■	48. 11. 7	支店長会議	10,000	5,000	5,000	